



建設キャリアアップシステム (申請・登録) について



「建設キャリアアップシステム シンボルマーク」

【ポイント1 / 申請手続きの前に】

- 申請手続きは、「認定登録機関申請」、「インターネット申請」の方法がある
- 登録申請方法はインターネット申請が簡単で技能者登録料もお得
⇒申請手続きを始める前に、「建設キャリアアップシステム」のホームページに掲載されている「インターネット申請ガイドス」で、登録申請方法を確認
- 紙の申請書（郵送・受付窓口）は、「手引」に記入例が掲載

【ポイント2 / 事前準備（インターネット申請の場合）】

- システムに登録する本人確認書類や資格等は、全てJ P E Gデータに変換
- パソコンに技能者毎のフォルダを作成し、各人のデータを保存
⇒フォルダ毎に整理した方が申請時にデータを探す手間等が省け、登録間違いも防げる

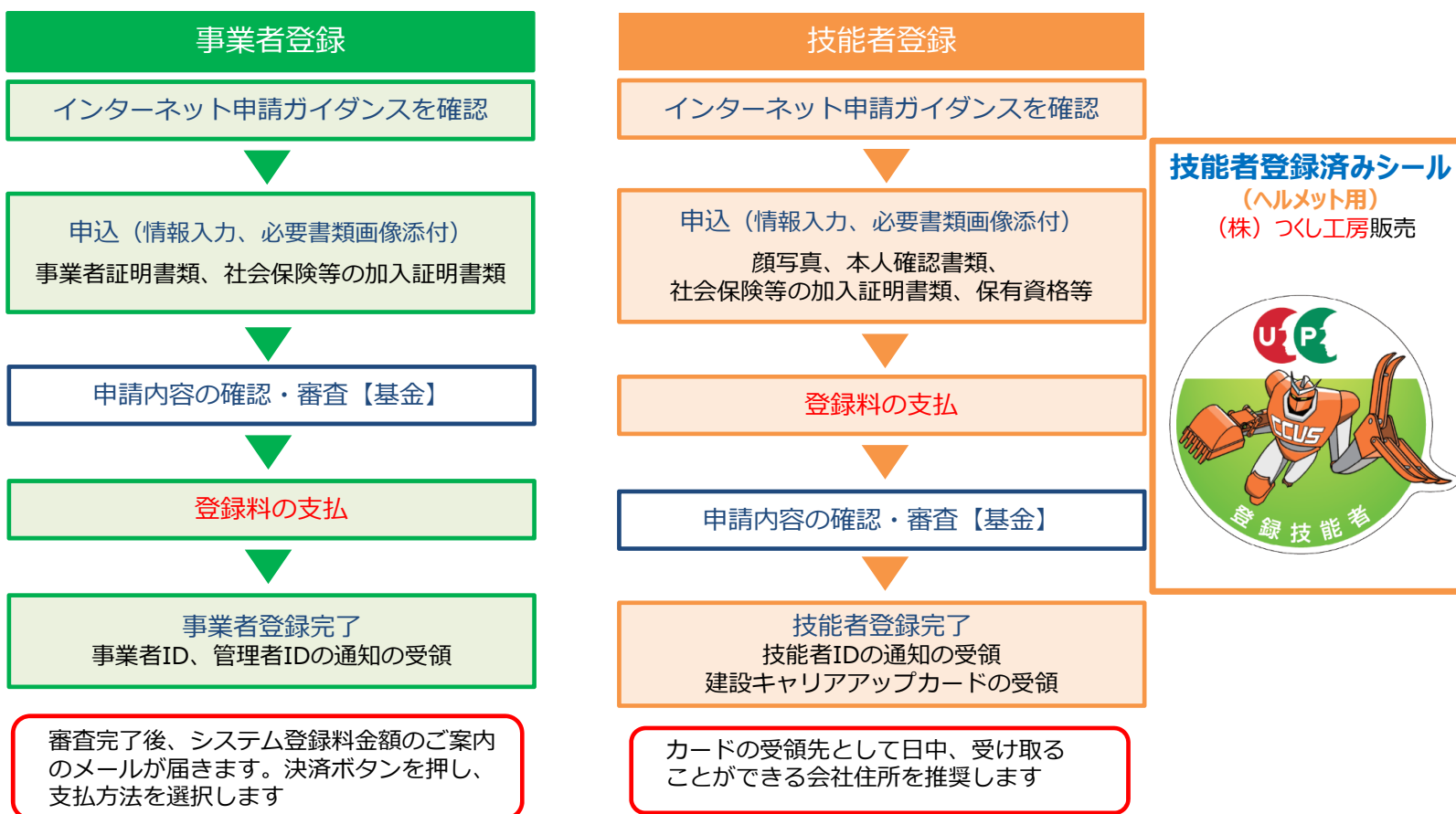
【ポイント3 / 申請手続き】

- まず事業者情報を登録申請し、次に技能者情報を登録申請（事業者ID取得→技能者ID取得）
- 技能者や事業者の申請を、所属事業者や上位下請業者等が登録申請（代行申請）を行うことが可能
⇒ 代行申請には**事業者責任者IDが必要（代行登録担当者IDでも可）**
⇒ 代行申請で、技能者の情報をまとめてエクセルシートに入力して取込が可能
- 一人親方の方は、「事業者」、「技能者」両方の登録申請が必要
- 会社にキャリアアップシステムの担当者を決めておいた方が手続や問合せ対応がスムーズ



2-1.申請から登録の流れ（インターネット申請）

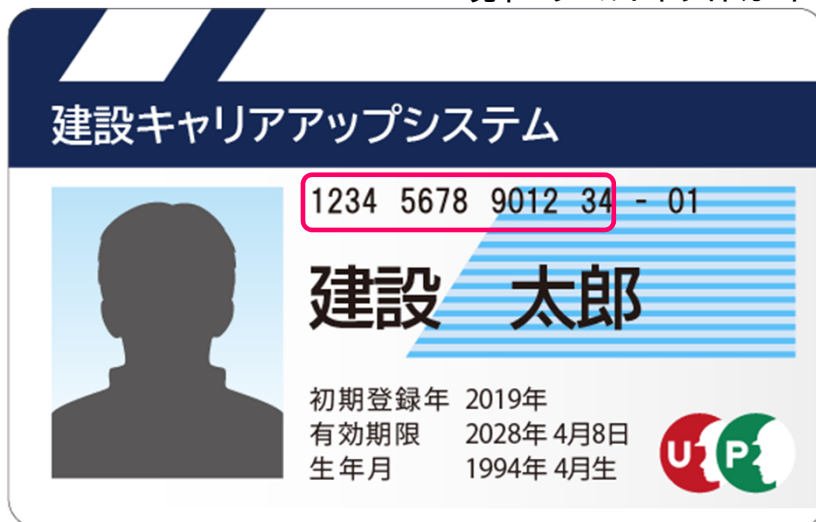
- インターネット申請の流れを説明します。
- 申請に「不備」が無い場合、事業者ID、技能者ID・カード等は約2週間でお手元に届く予定です。
- 登録完了時に受領する「ID」、「パスワード」、「セキュリティコード」は非常に重要なもののため、厳重に管理してください。



- 技能者登録が完了すると、建設キャリアアップカードが届きます。
- まずレベル1のホワイトカードが交付され、経験・資格を重ね能力評価を受けて、ブルー>シルバー>ゴールドへとレベルアップさせていきます。

【表面】

見本：レベル1 ホワイトカード



技能者ID(14桁)

【裏面】



セキュリティコード

- ❗ 常に技能者が携帯してください。
- ICチップが内蔵されている非接触型カードです。
- 技能者IDのみがデータ記憶されているのでセキュリティ対策されています。
- カードに同封される「ご利用上のご注意」をご確認ください。

カード取扱時の諸注意

- <保管> クレジットカードと同等の扱い
- <使用> 折り曲げない
- <勤務> 高周波や強い紫外線の環境では身につけない



利用料金（料金は全て税込）

技能者の登録料

- インターネット申請
 - 簡略型 2,500円
 - 詳細型 4,900円
- 簡略型から詳細型へ
変更申請 2,400円
- 認定登録機関申請 4,900円
(書面申請、詳細型)

カードの有効期限：10年

※60歳以上の技能者の特例措置

①登録料は 2,000円 (500円割引)
(2023年3月迄にインターネット申請した
60歳以上の方)

②カードの有効期間を15年とする
(登録・更新時の年齢が60歳以上の方)

※有効期間内にカードの紛失、破損等
があった場合は、実費：1,000円
(発送費を含む) で、再発行

事業者の登録料・利用料

①事業者登録料（5年ごと）

資本金	新規・更新
500万円未満	6,000円
500万円以上1,000万円未満	12,000円
1,000万円以上2,000万円未満	24,000円
2,000万円以上5,000万円未満	48,000円
5,000万円以上1億円未満	60,000円
1億円以上3億円未満	120,000円
3億円以上10億円未満	240,000円
10億円以上50億円未満	480,000円
50億円以上100億円未満	600,000円
100億円以上500億円未満	1,200,000円
500億円以上	2,400,000円

※対象は個人事業主を含む全ての事業者

※ただし、一人親方は無料

※個人事業主は6,000円

②管理者ID利用料（毎年）

ID数	料金
1あたり	11,400円

※交付した月ごとでまとめて登録責任者に請求

※ただし、一人親方は2,400円/年

※管理者IDの取得により、事業者情報の管理、
現場の登録、技能者情報の閲覧、帳票出力が
可能

③現場利用料

就業履歴回数	料金
1回	10円

※月ごとでまとめて元請の登録責任者に請求
(現場ごとの利用状況等を登録責任者は閲覧可能)

※現場に入場する人日単位で課金

※就業履歴回数とは、就業履歴情報の登録回数

	事業者登録料	管理者ID利用料	現場利用料
請求時期	申請後、運営主体より請求	事業者登録により自動作成 事業者登録料とあわせて請求書を送付 IDの追加手続をおこなうと、請求書を作成・送付	月末締め 管理者ID利用料とまとめて翌月初旬に請求 書を発送 ただし、一定額（1,500円）に満たない場 合、最大6ヶ月間請求の繰り越し
支払期限	※入金確認後、IDの通知	当初登録月の翌々月10日	履歴情報登録月の翌々月10日
支払方法	コンビニ・銀行・クレジット払いの いずれか	銀行振込	銀行振込

UP 技能者 簡略型の登録項目

簡易型の登録項目は、技能者の個人情報、所属事業者、社会保険等の加入状況など次の7種類の項目を登録します。

登録方法	項目	必須	入力項目	主な添付書類等	
I.簡略型 2,500円	1 本人情報	<input type="radio"/>	技能者氏名	顔写真	
		<input type="radio"/>	生年月日	運転免許等	
		<input type="radio"/>	性別		
		<input type="radio"/>	血液型		
		<input type="radio"/>	国籍（外国籍の方のみ）		
		<input type="radio"/>	現住所		
		<input type="radio"/>	電話・FAX番号（いずれか）		
		<input type="radio"/>	メールアドレス		
			CCUSカード送付先（現住所と違う場合のみ入力）		
			緊急連絡先住所（現住所と違う場合のみ入力）		
		<input type="radio"/>	緊急連絡先電話番号		
	<input type="radio"/>	緊急連絡先氏名			
	2	所属先事業者情報	<input type="radio"/>	所属事業者（基本情報は事業者登録情報から参照、メールアドレス、雇用形態を入力）	
	3	職種	<input type="radio"/>	職種選択	
	4	経験等		過去の経験（自由記述）	
	5	社会保険	<input type="radio"/>	健康保険（※）	健康保険被保険者証
			<input type="radio"/>	年金保険（※）	標準報酬月額決定通知書
<input type="radio"/>			雇用保険（※）	雇用保険被保険者証	
6	建退共	<input type="radio"/>	被共済者番号（※）	建設業退職金共済手帳	
7	中退共	<input type="radio"/>	（※）	中小企業退職金共済手帳	

（※）加入の有無についての選択及び加入している場合の必要項目の入力が必要



技能者 詳細型の登録項目

詳細型の登録では、簡略型の登録項目に加えて、技能者の労災保険、健康診断、保有資格等のなど次の7種類の項目を登録します。

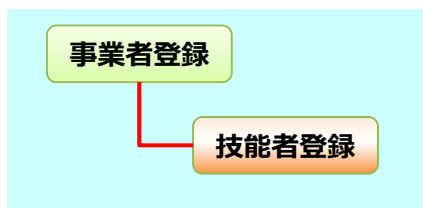
登録方法	項目	必須	入力項目	主な添付書類等
Ⅱ.詳細型 (1~14項目の 登録) 4,900円	8 労災保険特別加入	○	労災保険整理番号(※)	確認書類
	9 健康診断		健康診断種別コード	
	10 学歴		学校名	卒業証明書
	11 登録基幹技能者資格		資格名選択	
	12 保有資格等		資格名選択	講習修了証等
	13 研修等受講履歴		研修名	受講履歴確認書類
	14 表彰履歴		表彰名	表彰確認書類

(※) 加入の有無についての選択及び加入している場合の必要項目の入力が必要

- 能力評価に有効な就業履歴を蓄積するには施工体制への登録が必要

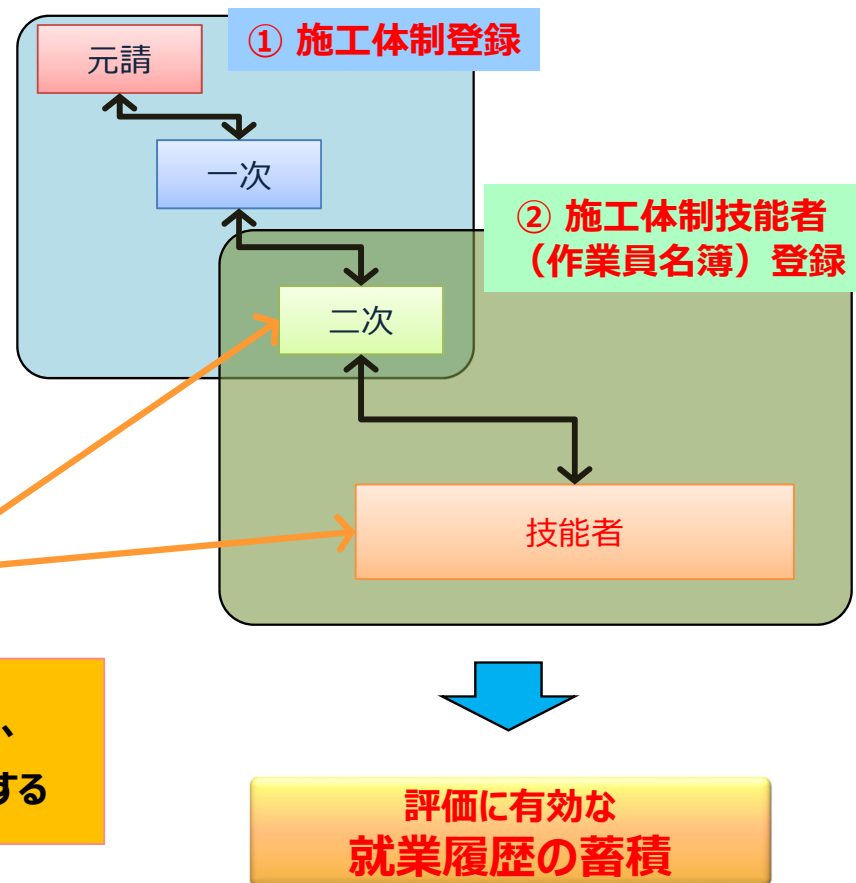
● 事業者でもあり技能者でもある一人親方は、**「事業者登録」と「技能者登録」の両方が必要**

1. 屋号もしくは自身の氏名で事業者登録
2. その事業者の所属技能者として技能者登録



一人親方

3. 事業者として施工体制登録されたのち、自身を所属技能者として技能者登録する



○事業者の登録申請に必要な書類は、大きく分けて「**事業者証明書類**」と「**社会保険等の加入証明書類**」です。

○事業者証明書類の提出書類

■建設業許可がある場合

▶「建設業許可証明書」、または、「建設業許可通知書」
※建設業許可番号から、資本金などの建設業許可データを参照します

■建設業許可がない場合

○法人

▶「事業税の確定申告書」、または、「納税証明書+履歴事項全部証明書」
※事業者証明書類は、資本金が確認できるものをご準備ください

○個人事業主（一人親方）

▶「納税証明書」または、「所得税の確定申告書」、
または、「個人事業の開始届」（いずれか）

○社会保険等の加入証明書類

事業所の形態に応じて、該当する社会保険等の加入証明書類をご準備ください

提出書類は、JPEGデータで用意

- 健康保険加入証明書類（写し）
- 年金保険加入証明書類（写し）

- 雇用保険加入証明書類（写し）

- 建設業退職金共済制度加入証明書類（写し）
- 中小企業退職金共済制度加入証明書類（写し）
- 労災保険特別加入証明書類（写し）

※これらを含め、活用できる証明書類については、ホームページ掲載の「事業者情報登録申請書の手引」（P4～5、8～16）や「加入社会保険等 証明書類見本一覧」もご覧ください。

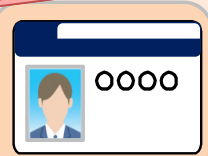
事業者情報登録申請書の手引

加入社会保険等証明書類見本一覧

○技能者の登録申請に必要な書類は、大きく分けて「顔写真」、「本人確認書類」、「社会保険等の加入証明書類」、「保有資格」です。

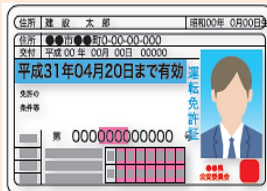
○顔写真

ペイントソフトで、画素数を【294*378】ピクセル以下に調整



建設キャリアアップカードに表示

○本人確認書類



運転免許証など

※外国籍の証明書類は、在留カードなど

※これらを含め、活用できる証明書類については、ホームページ掲載の「技能者情報登録申請書の手引」（P4～7、10～11、18～29）や「加入社会保険等 証明書類見本一覧」もご覧ください。



技能者情報登録申請書の手引



加入社会保険等
証明書類見本一覧

○社会保険等の加入証明書類

- （健康保険）健康保険被保険者証
- （年金保険）厚生年金等加入証明書
- （雇用保険）雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）
- （建退共）建設業退職金共済手帳
- （中退共）中小企業退職金共済手帳
- （特別労災）労働者災害補償保険特別加入申請書
- （特別労災）労災保険特別加入 加入証

○主任技術者になるために必要な学歴を証明する書類

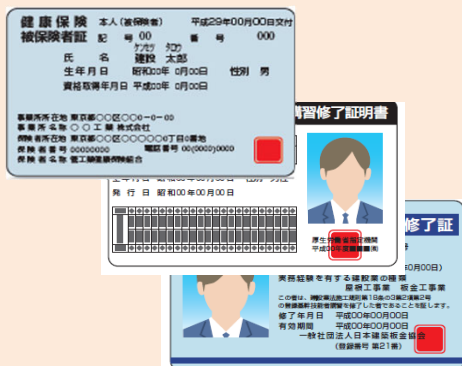
卒業証明書（原本）

○登録基幹技能者証明書類

○保有資格証明書類

○研修受講証明書類

提出書類は、JPEGデータで用意



○代行申請とは、技能者や事業者の新規申請において、申請者本人から同意を得た、所属事業者や元請事業者・上位下請事業者等が**申請者本人に代って申請**を行うことです

1. 代行申請に必要な準備

- ①建設キャリアアップシステムに**事業者登録（事業者IDの取得）**を行ってください。
- ②代行申請を行う、技能者本人や事業者代表者から「**代行申請同意書**」により同意を得てください。
→同意書はホームページの「サポート」画面からダウンロードできます。

2. 代行申請の大まかな流れ（インターネットによる技能者代行申請の場合）

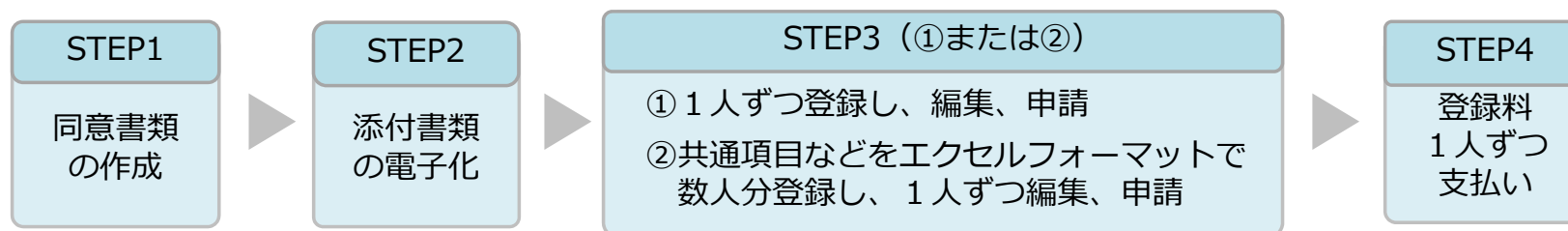
（STEP 1, 2）同意書類作成や添付書類の電子化

（STEP 3 ①）代行申請者が本システムにログインし、技能者毎に情報を入力し、画像データを編集

（STEP 3 ②）数人分を所定のエクセルフォーマット（※）で情報登録し、画像データを編集

※所定のエクセルフォーマットはホームページの「サポート」画面からダウンロード

（STEP4）登録料の支払い（数人分申請でも1人分ずつ支払い）



- 代行申請の手続きの仕方やポイントに関する動画と画面操作に関する資料をホームページに掲載しています。
- 1. ホームページの「登録する」から下方の「代行申請」セクションにある、
 - ①インターネット申請ガイドス「技能者情報登録」Section4、およびホームページの「各種資料」から「登録関係資料」下方の
 - ②代行申請勉強会資料20190801 をダウンロード。
- 2. ホームページの「CCUSチャンネル」から「なるほど！技能者代行申請」を視聴

ホームページの「登録する」から



「登録関係資料」ページ



2つのファイルをダウンロード

▶ 代行申請解説動画を視聴



YouTube CCUSチャンネル

- CCUSでは、YouTubeに「**CCUSチャンネル**」を開設し、
- システムの概要説明
 - CCUSの操作を簡単に説明した「CCUSかんたんガイド」シリーズ
 - CCUS関連の情報を整理したCCUS NEWS
 - CCUSを活用し事業展開を図る企業を紹介するCCUS Focus On
- 等様々なコンテンツを提供しています。



チャンネル登録頂きますとコンテンツ追加のお知らせが届きます！



「CCUSかんたんガイドシリーズ」

CCUSかんたんガイド 現場運用シリーズ 「自社に所...	CCUSかんたんガイド 現場運用シリーズ 「技能者の...	CCUSかんたんガイド 現場運用シリーズ 「自社技能...	CCUSかんたんガイド 現場運用シリーズ 「作業員名簿...	行政書士のCCUS事業者登録の申請方法について

CCUSチャンネルはこちらから➔

各種「CCUS解説動画」

必見！事業者⇔技能者関連付け（変更申請の方法）	建設キャリアアップシステム（CCUS）概要	なるほど！事業者代行申請 1.3万回視聴・1年前	なるほど！技能者代行申請 1.2万回視聴・1年前	15分で学ぶ！現場運用 8526回視聴・1年前

高校生向けCCUS紹介アニメ

工業高校生のための CCUSってなに? かんたん解説!

7:48

CCUSイメージアニメ『CCUSを知っていますか?』

CCUS NEWS

CCUS NEWS 元請独自ポイント実証実験（奥村組）に...	CCUS NEWS 東急建設サポートデスク109のご紹介	CCUS NEWS 厚生労働省における建設キャリアアップ...

CCUS Focus On

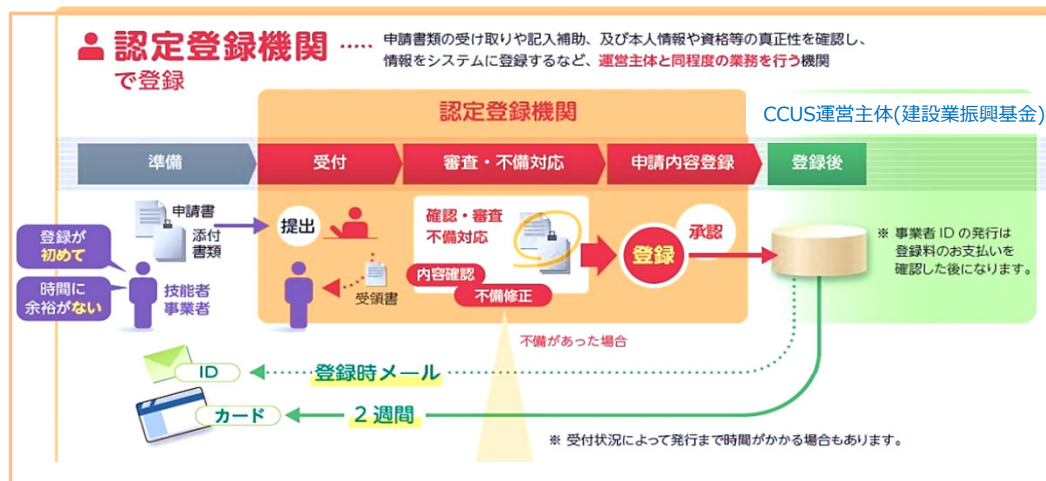
CCUS Focus On 第3回（一社）職人養成塾 株	【ダイジェスト版】CCUS Focus On 第2回 福井建設...	CCUS Focus On 第1回(株)スエヒロ工業様



* 認定登録機関・登録支援機関の開設

認定登録機関 CCUSの申請書類の受付から審査・システムへの登録までを**窓口で行う**。全国237箇所開設R4.11.1現在

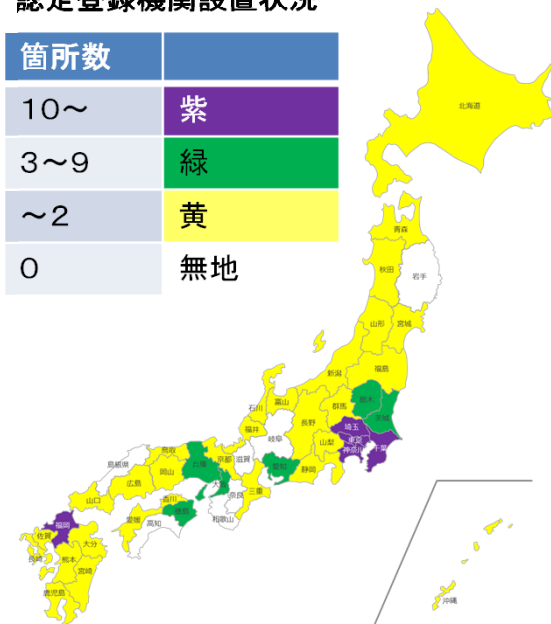
- 書面による申請、写真付きの身分証がない申請は、認定登録機関でのみ可能
- 技能者登録は、「詳細型登録」のみの受け付けとなります



認定登録機関開設状況R4.9月現在

認定登録機関設置状況

箇所数	色
10～	紫
3～9	緑
～2	黄
0	無地



登録支援機関 運営主体が認定する建設業関係団体等で、**会員企業等の限定された申請者を対象として**、CCUSの申請書類の受付から審査・システムへの登録までを窓口で行う (条件は認定登録機関と同様)

全建登録支援機関26協会

(事業者・技能者対象) 18協会 岩手、茨城、栃木、山梨、長野、滋賀、京都、兵庫、奈良、岡山、広島、山口、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分
(事業者対象) 9協会 宮城、福島、埼玉、石川、大阪、和歌山、香川、徳島

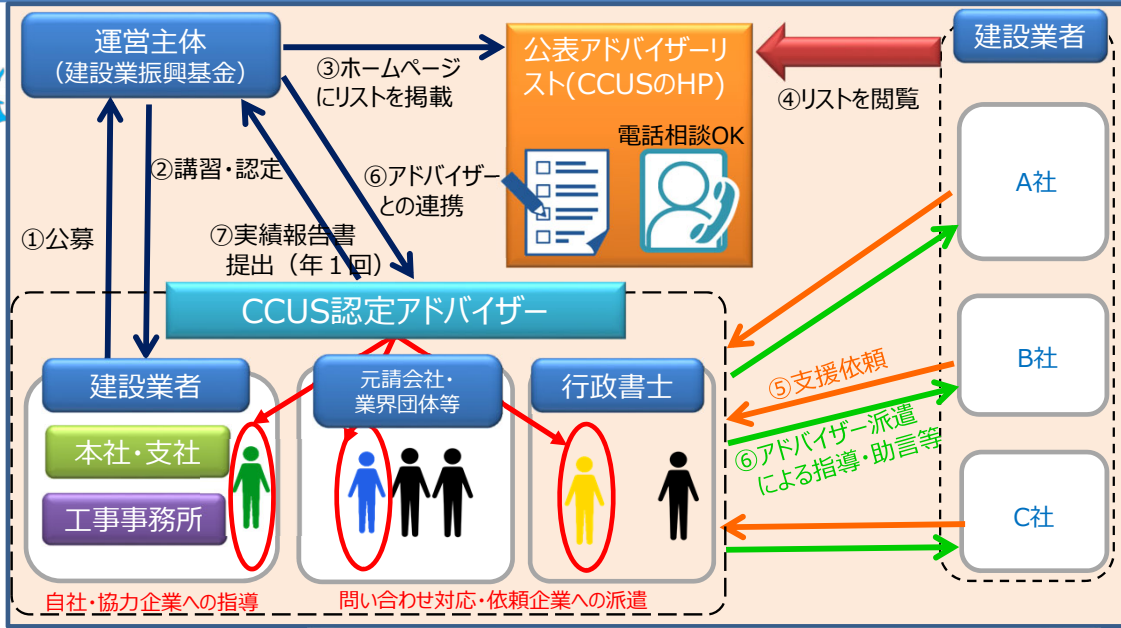
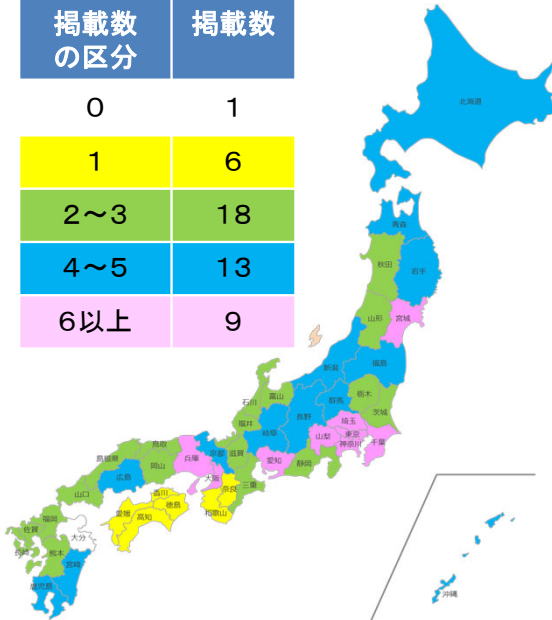
日建連登録支援機関 大手ゼネコンの10社が登録支援機関を15箇所設置し関係企業等の申請に対応



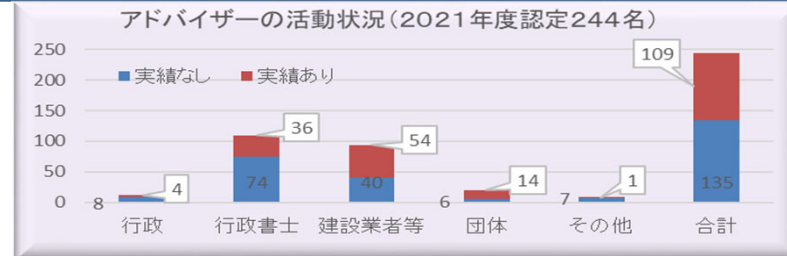
登録支援人材の育成・活用(CCUS認定アドバイザー)

- CCUS認定アドバイザーは、CCUSの登録、現場運用等に係る専門的知識を修得し、利用者に対する適切な指導及び助言等を行い得る者として認められた総合アドバイザー。
- 2023年2月現在321名が活動。ホームページに連絡先等を掲載し、一般の利用者からの相談・問合せに対応するとともに、説明会や厚労省助成金を活用した団体の登録会にも対応。
- さらに、一般の利用者からの電話問合せに積極的に対応するCCUS認定アドバイザーを「電話対応可能なCCUS認定アドバイザー」として公表し、ユーザー向けサービスを充実。

掲載数の区分	掲載数
0	1
1	6
2~3	18
4~5	13
6以上	9

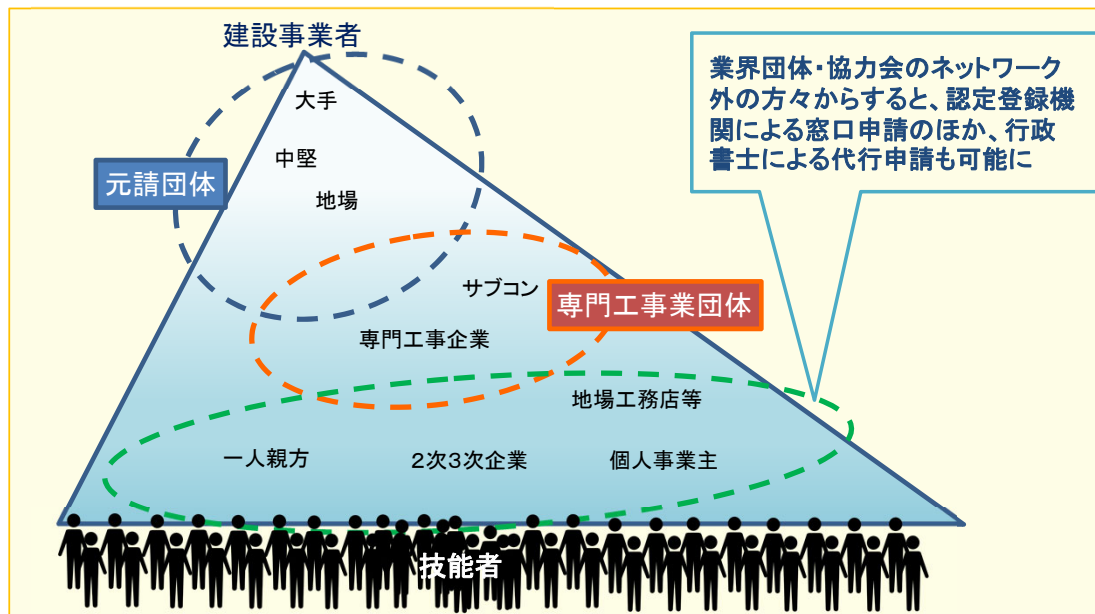


アドバイザー属性	認定数	HP掲載
行政庁	12	0
行政書士	170	142
建設業者等	105	60
団体	18	7
その他	16	10
計	321	219



登録支援人材の育成・活用(CCUS登録行政書士)

- CCUSを普及させるためには、業界団体・元請協力会等のネットワークに属さない小規模事業者の登録が必要。一方で、小規模事業者は、その企業規模等から、自ら登録申請することが困難な場合も少なくない。
- このため、小規模事業者とも接点を有する行政書士による代行申請を開始(2022年2月～)。
- CCUSの実務習得のためのオンライン講習(実務講習)を受講した者を「CCUS登録行政書士」としてHPで公表し、ユーザーの登録申請をサポートする選択肢を拡大。1月末現在、全国に772名。
- CCUS登録行政書士が常に最新の情報を保持できるよう、定期的に情報発信(CCUSインフォメーションとして月2~3回程度)し、知識のブラッシュアップを実施。



(参考)

- 行政書士のID取得者数 1,267人(2023年1月末)
- 実務講習受講済者 989人(2023年1月末) → 希望者をCCUS登録行政書士登録(772人)

都道府県別CCUS登録行政書士数 (2023.1末現在)			
北海道	48	滋賀県	7
青森県	7	京都府	11
岩手県	7	大阪府	63
宮城県	20	兵庫県	35
秋田県	5	奈良県	6
山形県	6	和歌山県	2
福島県	16	鳥取県	5
茨城県	16	島根県	3
栃木県	13	岡山県	11
群馬県	13	広島県	22
埼玉県	39	山口県	11
千葉県	37	徳島県	4
東京都	87	香川県	4
神奈川県	31	愛媛県	7
新潟県	8	高知県	5
富山県	4	福岡県	43
石川県	5	佐賀県	2
福井県	3	長崎県	8
山梨県	7	熊本県	12
長野県	10	大分県	6
岐阜県	9	宮崎県	7
静岡県	32	鹿児島県	11
愛知県	42	沖縄県	12
三重県	10	合計	772



厚生労働省のCCUS登録・利用に係る助成金の活用支援

- 全国建設業協同組合連合会(青柳剛会長)では、厚生労働省の助成金(人材確保等支援助成金)を活用して「建設キャリアアップシステム普及促進事業」を展開。同事業において長野県で登録会を開催した際、CCUS登録行政書士、CCUS認定アドバイザーを派遣し、登録申請のサポート、運用方法のアドバイス等を実施。
- 京都府管工事工業協同組合では、助成金を活用して、2022年10月～2023年2月に「建設キャリアアップシステム普及促進事業 京都管工事モデル」を実施し、約450者の会員企業・技能者を登録。今後、全国管工事業協同組合連合会を通じて「京都管工事モデル」として水平展開が図られる見込み

全国建設業協同組合連合会 「建設キャリアアップシステム普及促進事業」

全国建設業協同組合連合会では「建設キャリアアップシステム普及促進事業」を実施し、事業者登録料、技能者登録料を補助するなど、所属企業のCCUSの導入・活用をサポート。

長野県の登録会の模様 (2022年10月25日)



長野県建設業協会の会員16社が参加。3名のCCUS登録行政書士が代行申請により登録申請をサポート

令和4年度事業 建設キャリアアップシステム普及促進事業

当連合会では、厚生労働省の令和4年度「人材確保等支援助成金(建設キャリアアップシステム普及促進コース)」を活用し、(一財)建設業振興基金の連携を得て、所属員企業の建設キャリアアップシステムの導入・活用をサポートします。

- 【事業概要】 (1) 申請登録手続きの支援(代行)
・事業者登録(技能者登録1名が条件)
・技能者登録(事業所3名まで)
(2) カードリーダーの貸し出し
- 【対象】 所属員企業(会員組合員)
- 【申込期間】 (1) 第1次: 令和4年7月
(2) 第2次: 令和4年8～9月
(3) 第3次: 令和4年10～11月
- 【利用手数料】 Aコース(事業者・技能者登録+カードリーダーの貸し出し)

資本金	金額(税込)
1,000万円未満	10,000円
1,000～2,000万円未満	15,000円
2,000～5,000万円未満	17,000円
5,000万円以上	20,000円

 Bコース(カードリーダーの貸し出しのみ) 5,000円(税込)
- 【申込先】 会員(所属協同組合・連合会)
- 【登録】 (1) 個別提出方式(基本): 当連合会に必要書類を提出
(2) 会場方式: 会員の所属地域の会場で説明会・登録会を9月以降に実施予定(要必要書類持参)
* 会員で多くの所属員企業の申し込みがあった場合
- 【全体図】
 所属員企業 → ①申し込み → ②報告 → ③-1登録(個別提出方式) → ③-2登録(会場方式) → ④カードリーダーの貸し出し → 全建設協

全国建設業協同組合連合会(名簿協賛)
TEL: 03-5553-1171 FAX: 03-5553-0964

厚労省助成金の活用状況

(2022年12月末現在)

- 【団体数】 < 46団体 >
- 【事業内容】
 - ・登録促進事業 < 39団体 >
 - ・登録手続支援事業 < 11団体 >
 - ・就業履歴蓄積促進事業 < 20団体 >

※1団体で複数事業を実施している場合あり

京都府管工事工業協同組合 「京都管工事モデル」

京都府管工事工業協同組合では、「建設キャリアアップシステム普及促進事業 京都管工事モデル」を実施し、事業者登録料、技能者登録料の全額補助をはじめ、登録申請のサポートなど、全会員企業の事業者登録を目指してサポートを実施。

建設キャリアアップシステムへの
事業者登録料・技能者登録料を補助・申請手続サポートします。

当組合では、組合員の皆様の建設キャリアアップシステムへの事業者登録料(最大60,000円)及び技能者登録料(1名につき上限4,900円)の全額を補助いたします。また、希望される組合員におかれましては書類の作成・登録までをサポートさせていただきます。

「京都管工事モデル」の実績

■ 会員企業の登録状況

実施前	実施後
18.0% (24社/133社)	82.7% (110社/133社) 86社の増

■ 会員企業に所属する技能者の登録状況

→ 358名の技能者が新たに登録



CCUSカードリーダーのモニター募集

- 経営事項審査において就業履歴蓄積のための措置が加対象となるなど、CCUSの一層の普及促進に向けた取組が進展。
- これを踏まえ、**就業履歴の蓄積促進に向けた環境整備の一環として**、新規に事業者登録を行い、現場にカードリーダーを設置する元請事業者を対象に、**カードリーダー(1台)を無償貸与するカードリーダーのモニター募集を開始**(2022年12月～2023年3月)。また併せて、希望する建設業団体に対して、貸出用のカードリーダー(上限10台)の貸与を開始。
- これにより、課題となっている**地方や中小規模事業者の登録促進・就業履歴の蓄積推進に寄与**。

募集要項

対象企業： 下記募集期間内に新規に事業者登録を行い、かつ、現場登録を行った元請事業者

募集期間： 2022年12月1日～2023年3月20日

募集数： 2000社

内容： カードリーダー1台を無償貸与(モニター後の返却不要)

カードリーダーの種類： (申し込み時に①又は②のうち1台を選択)

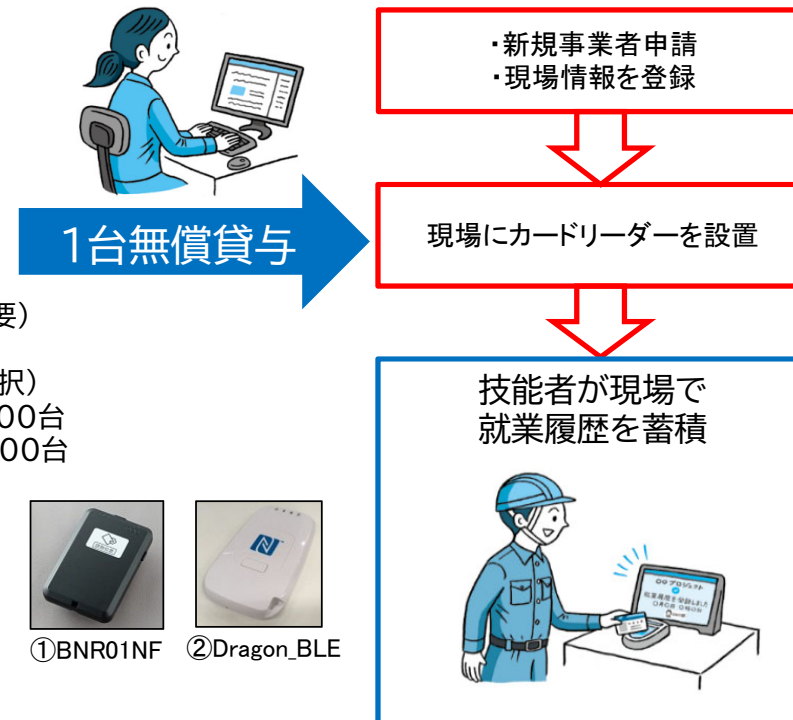
- ①Windowsパソコン活用型 700台
- ②iPhone/iPad活用型・ロギング機能活用型 1,300台

モニター条件： 後日、カードリーダー利用に関するアンケート調査にご協力いただけること

※応募実績(2023/2/13現在)

- ① 個別企業向けモニター応募数 127社
- ② 団体向け貸出に係る申込数 4団体

更なる事業者の登録と現場利用の促進を支援



①BNR01NF



②Dragon_BLE



CCUS応援自販機

- CCUS登録技能者がCCUSカードで自動販売機にタッチすると、飲料を無料で提供する「CCUS応援自販機」。
- 2022年9月初旬に第1号機が設置されて以降、「CCUS応援自販機」に対する問い合わせが増加。2023年2月現在、設置台数は12台、設置に向け検討中が9件となっている。さらなる現場展開を目指し、CCUS応援自販機を扱う自販機会社(飲料メーカー)の拡大に向けて働きかけを行うほか、自販機会社が現場設置条件の緩和を検討。

設置目的

- 元請事業者が技能者に直接飲料を無料で提供することにより、CCUS登録・カードタッチへのインセンティブを付与。
- 技能者がCCUSを身近に感じることで、仕事に対する姿勢やCCUS利活用へのモチベーションアップを図る。

CCUS応援自販機の概要

- 自動販売機に内蔵された認証基盤がCCUSカードを判別して、CCUS登録技能者に飲料を無料で提供。
- 1技能者IDあたり無料で提供する本数/週、期間等を設定するだけで、「CCUS応援自販機」を即現場で利用することが可能。

利用状況

CCUS応援自販機の設置状況 (2022年9月～2023年2月)

2022年度	設置済み	設置に向けて検討中	問合せ	設置会社等
上期	2台		29	鴻池組2台
下期 (~2/28)	10台	9台		鴻池組3台 東急建設4台 フジタ3台
合計	12台	9台	29社	

利用者の声

業界として重要な意義があると思い、CCUS応援自販機を設置。毎日、飲料を提供している。(現場所長の声)

カードの重要性を理解でき、常にカードを携帯するようになった。(技能者の声)

現場の一体感が増した気がする。コミュニケーションアップに貢献している。(現場所長・技能者の声)

一人親方も外国人も、入場者みんなが受け取れるのが良い。(技能者の声)

CCUS応援自販機の設置例 【(株)フジタの現場】



- CCUSの認知度の高まり等を背景に、CCUS登録技能者を対象に特典を提供したいという企業からの多数の申し出を受けて、2022年8月から、これらの特典を提供する企業を「CCUS応援団」とし、その特典を「技能者特典」としてHPに掲載するとともに、「CCUSメンバーズメール」により直接登録技能者への情報提供を開始。
- さらに、CCUS登録事業者に対して特典を提供したいという申し出が寄せられていることを踏まえ、「CCUS応援団」を拡充して、登録事業者向けに特典を提供する企業も対象に加えるとともに、その特典を「事業者特典」として、2023年2月からHP等により広報。

特典の例(2023年2月現在34社)技能者向け38件、事業者向け12件

【技能者向け】

- カーリース契約時のキャッシュバック
- レンタカー利用料金の割引
- 資格取得講座の受講料の割引
- ワークマンでのプレゼント(一定額購入時)

- 中古工具の買取、販売店における買取、販売時の優遇
- 飲食店(3店舗)でのドリンクサービス
- オリジナルクオカードの抽選プレゼント
- クレジットカード加入時のキャッシュバック
- カーシェアサービス新規登録時の割引

【事業者向け】

- 専門紙の新規購読時の購読料割引(2か月分無料)
- 企業間決裁支援サービスの利用手数料優遇
- 行政書士事務所、特許事務所のサービス利用料の割引

HPトップ画面の最下段にある「技能者特典」「事業者特典」から特典情報の一覧を閲覧することが可能。



HPトップ画面の最下段にある「サービスマップ」をクリックすると、特典を提供する事業者の名称、住所、特典情報などが表示される。

